

高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的等)</p> <p>第2条 県は、漁業活動の維持、向上等に必要な事業及び減災対策事業を支援することによって、漁業の振興を図るため、別表第1に定める事業主体の実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第2条第3項の規定による申請及び同条第4項の規定による決定は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県漁業生産基盤維持向上事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的等)</p> <p>第2条 県は、漁業活動の維持、向上等に必要な事業及び減災対策事業を支援することによって、漁業の振興を図るため、別表第1に定める事業主体の実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第2条第3項の規定による申請及び同条第4項の規定による決定は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p>

別表第1（第2条関係）

補助事業者	事業主体	備考
(略)	(略)	(略)
<u>（一社）高知 県水産資源管理 機構</u>	<u>（一社）高知 県水産資源管理 機構</u>	<u>補助事業者と事業主体とは同一とする。</u>

別表第1（第2条関係）

(略)

別表第2（第3条関係）

事業区分1～2（略）

事業区分	事業種目	補助対象経費 (注1)	事業費の 限度額 (注2)	補助率
3 漁場・漁業環境整備事業	<u>内水面漁場環境改善事業</u>	<u>内水面資源の繁殖及び保護を図るための漁場環境整備等（産卵場造成、魚道整備、害鳥獣や外来魚等の駆除等）に必要な経費</u>		
	<u>藻場造成関連事業（注3）</u>	<u>有用水産生物の発生及び成育に適した藻場造成及びブルーカーボンの取組推進のために行う藻場造成に必要な経費</u>		
	浚渫工事事業	航路及び泊地等の確保に必要な浚渫工事等の委託費		
	資源及び漁場の調査事業	資源及び漁場の調査、調査機器の購入等に必要な経費		

事業区分4～5（略）

事業区分6 削除

別表第2（第3条関係）

事業区分1～2（略）

事業区分	事業種目	補助対象経費 (注1)	事業費の 限度額 (注2)	補助率
3 漁場・漁業環境整備事業	産卵場造成関連事業	水産動植物の繁殖及び保護を図るための漁場環境造成等に必要な経費		
	カワウ等被害対策事業			
	藻場造成関連事業（注3）			
	浚渫工事事業	航路及び泊地等の確保に必要な浚渫工事等の委託費		
	資源及び漁場の調査事業	資源及び漁場の調査、調査機器の購入等に必要な経費		

事業区分4～5（略）

6 燃油タンクの減災対策事業（注4）	既存の漁業用屋外燃油タンク（廃油タンクを含む。）の撤去	漁業用屋外燃油タンクの撤去及び撤去後の土地の原状回復等に係る工事委託費	1事業当たり下限100万円とする。	10分の7以内 市町村負担率：10分の3以上
	漁業用屋外燃油タンクの撤去に係る地下タンク等設置のための地盤調査や設計	漁業用屋外燃油タンクの代替給油方法としての地下タンク等設置のための地盤調査や設計委託費		
	漁業用屋外燃油タンクの撤去に伴う代替給油施設の整備	漁業用屋外燃油タンクの撤去に伴い必要となる代替給油施設の整備に必要な経費		

注1～3 (略)

注4 削除

注1～3 (略)

注4 減災対策事業については、漁協に対し、消費税以外の負担がないよう市町村に該当する負担を求めるものとする。